## 平成 21 年度事業報告

## 1 事業概要

(1) 日本経済は、一昨年9月のリーマンショックに端を発した世界同時不況、世界同時金融危機に遭遇した。100年に一度とも言われる戦後最悪の不況下にあって、企業は雇用対策に加えて生産調整から臨時休業の導入を余儀なくされた。国は、これに呼応して雇用調整助成金の交付条件緩和やエコポイントの導入等々の景気対策を施行した。これらの効果と輸出関連企業の緩やかな回復に支えられて、懸念された景気の二番底にこそ陥っていないが、雇用情勢の回復には至っていない状況にあり、これらは神奈川県下においても例外ではなく、一日も早い景気回復が期待された。

一方、当協会会員については、事業所の閉鎖、統廃合や経費節減などの理由による退会の流れが止まず、平成 21 年度末の会員事業場数は 4,283 事業場(前年度末比 171 事業場減)となった。従業員数についても、約 631,200 名(前年度末比 20,800 名減)と大幅に減少した。本部・支部を問わずあらゆる機会をとらえて会員事業場の確保、拡大が急務となった。

(2) 協会の主要事業である技能講習等については、経済情勢の影響を受け、特別教育で 314 名、安全管理者選任時研修等で 244 名、作業主任者・技能講習で 1,925 名などで、全体として 21,116 名(前年度比 2,769 名減)となった。

また、講習受講料について次の3点(平成22年秋に申請予定の新公益社団法人認定のため、本来の事業で収支相償基準に適合すること 現行水準と体系が 1986年以来のものであり、他都道府県協会の受講料水準と著しく不均衡であり、支部を含めた本協会の運営収支の均衡が困難なこと 技能講習の消費税の取扱いが変更になったこと)の事由により受講料体系の改定申請をし、平成22年4月1日より実施することとした。

なお、当協会は神奈川労働局より指定を受けて安全衛生推進者等の「指定養成講習機関」として各支部が主に講習を行ってきたが、平成 21 年 3 月 30 日厚生労働省告示により、平成 21 年 10 月 1 日に同講習の統一業務開始届出をし、「登録教習機関」の講習として神奈川労働局によって受理された。

加えて、技能講習システム電子化の一環としてフォークリフト、玉掛け、床上操作式クレーン、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習における実技修了試験の電子採点化も実現し、業務効率改善を実施した。

(3) 平成 21 年の神奈川県における労働災害は、休業 4 日以上の死傷者数は 6,215 名と前年度に比べて 904 名と大幅に減少したが、死亡災害については 52 名と前年度 比8名増加しており、災害発生時の対応の遅れから重篤化している懸念もあり、更なる安全管理の向上が望まれる状況となった。

協会専門委員会では近年の労働災害発生状況を踏まえて、事業内容・手法の検討を行い、セミナー・技能講習のカリキュラム・テキストの見直しや、フォークリフト安全運転技能および救急法の競技大会を開催し、労働災害防止の啓発に努めた。

労働衛生関係では高齢化やストレス増加、そして生活習慣の変化などの要因からくる、健康診断結果の有所見者が52%に達し、また、過重労働による脳・心臓疾患の労災請求・支給認定件数の増加が進んできている。協会では専門委員会を中心にセミナー・講習を開催したほか、神奈川産業保健推進センター、神奈川健康づくり推進会議と連携しTHPの普及啓発に努めた。

- (4) また、神奈川労働局からの受託事業である「快適職場形成促進事業」および「労働時間等設定改善援助事業」を推進してきた。さらに、中央労働災害防止協会神奈川県支部として「過重労働による健康障害防止のための自主的改善事業」「団体安全衛生活動援助事業」「メンタルヘルス対策事業」、ならびに全国労働基準関係団体連合会神奈川県支部として「仕事と生活の調和推進事業」「労働時間等相談センター事業」「新規起業事業場就業環境整備サポート事業」などを推進してきた。「仕事と生活の調和推進事業」は2年目を迎え、地方版プロジェクト、診断サービス事業、セミナー事業などを関係機関、関係団体などの協力を得て積極的に展開してきた。また、改正労働基準法の施行に対応するため各支部の協力のもとにセミナーを開催した。
- (5) そして、当協会は平成 21 年 6 月 2 日の通常総会において決定した新公益法人制度 への対応と方針に基づき、「新公益法人検討部会」が発足をし新定款案等各種検討が 行われ、平成 22 年度中の新公益法人認定に向けた準備を重ねてきた。